

ボランティア袋交付事務に係るQ & A【ボランティア袋の利用方法について】

1 ボランティア袋交付について

①交付枚数に上限を設けている理由は。

- ・ ボランティア袋を市民に広く行き渡るようにするため、申込み1回当たりの交付枚数に上限を設けています。
- ・ 個人の場合の交付枚数（20枚）については、収集日ごとに1～2枚程度使用すると仮定した場合、概ね1～2ヶ月分に相当する枚数として設定しています。

無制限にボランティア袋を交付することとした場合、十分な在庫を確保するためより大量にボランティア袋を製造する必要があることから、製造経費及び倉庫における保管管理コストの増大を招くことになります。

また、交付窓口の保管スペースも限られているため、一部の申込者に大量に交付することで、他の申込者へ速やかに交付できなくなるなどの懸念があります。

②住んでいる区以外の区役所などでも受け取れるか。

- ・ 居住区などによる交付場所の制限はありませんので、いずれの交付場所でも受け取ることができます。

③ 1枚だけ欲しいという場合でも、申込書は必要か。

- ・ 交付枚数が1枚の場合も、申込書の提出が必要です。

2 ボランティア袋の使用方法について

① 町内会等が行う町内清掃でボランティア袋を使用できるか。

- ・ 使用できますが、ゴミステーションに1度に排出できる量の目安は400リットルまでです。
- ・ 清掃事務所が直接回収に伺う場合、ボランティア袋は使用できません。

② ゴミステーションの違反ゴミ（×シールの貼ってあるゴミ等）にボランティア袋を使用できるか。

- ・ ゴミステーションの違反ゴミには使用できません。
- ・ 違反ゴミを排出した方が自己回収しない場合等については、各清掃事務所にご相談ください。

③ ゴミステーションの散乱ゴミ（カラス等の被害によりゴミ袋から飛散したゴミ等）にボランティア袋を使用できるか。

- ・ 使用できます。

④ ごみステーションの未分別のごみを仕分けするのにボランティア袋を使用できるか。

- ・ ごみステーションの未分別のごみには使用できません。
- ・ 排出した方が自己回収しない場合等については、各清掃事務所にご相談ください。

⑤ 公園や街路樹から庭に飛んでくる落ち葉にボランティア袋を使用できるか。

- ・ リサイクル推進のため、できるだけ透明又は半透明の袋を使用し、「枝・葉・草」の日にお出してください。この場合、ボランティア袋は使用できません。
- ・ 「枝・葉・草」の収集日を利用することが困難な場合は、ボランティア袋を使用し「燃やせるごみ」の日に出すことができます。

⑥ 市営住宅等の敷地から出るごみもボランティア袋の対象に含まれるか。

- ・ ボランティア袋は、誰もが自由に利用できる屋外の公共の場所が対象であるため、私有地や団地の敷地内から出るごみには使用できません。

⑦ 町内会等の祭りで発生するごみにボランティア袋を使用できるか。

- ・ 祭りで発生したごみには使用できません。
- ・ 排出方法については、各清掃事務所にご相談ください。

⑧ 町内会の行事や会合で発生するごみは、住民のボランティア活動に伴って発生するごみなので、ボランティア袋を使用してよいのか。

- ・ ボランティアによる活動であっても、発生したごみについては主催者や参加者に排出責任があると考えられますので、ボランティア袋の対象とはなりません。

⑨ 「びん・缶・ペットボトル」や「枝・葉・草」などの資源物にボランティア袋を使用できるか。

- ・ リサイクル推進のため、できるだけ透明又は半透明の袋を使用し、資源物の収集日にお出してください。この場合、ボランティア袋は使用できません。
- ・ 資源物の収集日を利用することが困難な場合は、ボランティア袋を使用し「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」に分別してそれぞれの収集日に出すことができます。
- ・ ボランティア袋を使用する場合は以下のとおり分別してください。
草木類、紙類、プラスチック、ペットボトル⇒燃やせるごみ
びん、缶、金属類⇒燃やせないごみ

⑩ 公共の場所を清掃する者が事業者の場合、ボランティア袋を使用してごみステーションに排出できる範囲はどこまでか。

- ・ 清掃活動を行う事業者の管理責任の有無や、当該敷地の管理体制などにより、個々の事例に応じて個別に判断します。これまで相談のあった事例は以下のとおりです。

(ボランティア袋の使用を認めた事例)

- ・ 区で管理している公園の一部にあるパークゴルフ場で、管理を委託されている町内会や同好会等が清掃を行う場合（ただし、ごみ処理にかかる手数料が委託料に含まれている場合を除く）
- ・ 駐輪場の誘導整理のみを受託している事業者が、駐輪場内の清掃を行う場合
※ 集めたごみを土木センターで回収できる場合はボランティア袋の対象外
- ・ 警察官が巡回中にごみを集める場合や、小規模の交通事故現場に散乱したごみを集める場合

⑪ 町内会が空き地の草刈をするときにボランティア袋を使用できるか。

- ・ 土地の管理については、その所有者等に排出責任がありますので、使用できません。
- ・ ただし、当該空き地の所有者や管理者が不明な場合については、使用できます。

【参考】

土地の所有者については、札幌法務局の不動産登記提供サービス（有料）などにより、確認することができます。

また、雑草の繁茂により害虫が大発生するなど、保健衛生上の問題があると判断される場合は【各区保健センター健康・子ども課】にご相談ください（所有者を調査して草刈の実施を指導しています。）。

⑫ 神社の敷地を町内会等が清掃するときにボランティア袋を使用できるか。

- ・ 私有地であるため、使用できません。神社において事業ごみとして排出してください。

⑬ どのゴミステーションに排出できるか。

- ・ 普段利用されているゴミステーションに排出してください。やむを得ず普段利用していないゴミステーションに排出する場合は、そのゴミステーションを管理する町内会等と調整いただきますようお願いいたします。

⑭ 事業系ごみの集積場に排出できるか。

- ・ 事業活動に伴って排出されるごみの集積場には出せません。ボランティア袋は、それぞれの収集日の朝 8 時 30 分までに、家庭ごみのゴミステーションに出していただくようお願いいたします。

⑮ 冬に撒いた滑り止めの砂は、ボランティア袋で出せるか。

- ・ 道路（歩道・車道）に撒いた滑り止めの砂は、ボランティア袋を使用することができます。砂は燃やせないごみになりますので、燃やせないごみの日にごみステーションに出してください。

3 ボランティア袋の仕様について

① ボランティア袋の着色料に鉛などの有害物質は含まれていないのか。

- ・ 鉛などの有害物質は含まれておりません。

【参考】

着色顔料の成分については、印刷インキ工業連合会が策定している食品包装材料印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠して、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロムなどの有害な貴金属等を含まないよう仕様書で定めており、第三者検査機関の検査証明書により確認しております。

② 旧デザインのボランティア袋は使えないのか。

- ・ 引き続き使用できます。